

第1条 BizSTATION 全銀取引通知 XML サービス

1. BizSTATION 全銀取引通知 XML サービス(以下「全銀取引通知 XML サービス」といいます)とは、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスの円預金サービス「取引通知」をお申し込みのお客さまが、第2条で定める機能を追加で利用できるサービスのことをいいます。
2. 全銀取引通知 XML サービスの利用にあたっては、本 BizSTATION 全銀取引通知 XML サービス利用規定(以下「全銀取引通知 XML 規定」といいます)、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービス利用規定(以下「全銀 ANSER 接続規定」といいます)および BizSTATION 利用規定を適用するものとします(全銀 ANSER 接続規定および BizSTATION 利用規定に規定された「本サービス」に全銀取引通知 XML サービスが含まれるものとします)。なお、全銀取引通知 XML 規定と全銀 ANSER 接続規定または BizSTATION 利用規定とが抵触する場合には、全銀取引通知 XML 規定が優先されるものとします。
3. 全銀取引通知 XML サービスをお申し込みのお客さまが追加で利用できるサービス、機能および関連する諸規定は、全銀 ANSER 接続規定の円預金サービス「取引通知」に準じます。

第2条 全銀取引通知 XML サービスの内容

1. 全銀取引通知 XML サービスには、あらかじめ届出のあったサービス指定口座に関する以下のデータを、あらかじめ届出のあった通知間隔・明細出力順序に従い、XML 形式のフォーマットで通知する機能があります。なお、全銀 ANSER 接続規定に定める全銀 VALUX サービスを選択されたお客さまは VALUX センターを介して全銀 EDI システムに接続して XML 形式のファイル受信を行う「全銀 VALUX・取引通知 XML サービス」を、全銀 ANSER 接続規定に定める全銀 ADP サービスを選択されたお客さまは直接全銀 EDI システムに接続して XML 形式のファイル受信を行う「全銀 ADP・取引通知 ZEDI 接続サービス」の利用が可能です。
 - (1)振込入金明細
 - (2)入出金明細
2. お客さまがご利用、お申し込み中の他のサービスにより、全銀取引通知 XML サービスの一部または全部の機能をご利用いただけない場合があります。

第3条 利用手数料

全銀取引通知 XML サービスの利用にあたっては、全銀 ANSER 接続規定に定める利用手数料とは別に、全銀取引通知 XML サービス利用手数料および消費税・地方消費税相当額(お客さまが非居住者であるか、また全銀取引通知 XML サービスの提供が消費税の免除され得るものであるかを問いません。以下「消費税」といいます)をいただきます(税制が改正された場合には当該改正後の税率等に従い消費税をいただきます。以下同じです)。手数料金額につきましては、当行所定のものといたしますので、ウェブサイト上で随時ご確認ください。この場合、当行は全銀取引通知 XML サービス利用手数料および消費税を、通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに、代表口座から当行所定の日に自動的に引き落とします。全銀取引通知 XML サービス利用手数料および消費税が引き落とせなかつた場合、当行は引き落とせなかつた額に相当する金額を登録されているサービス指定口座から通帳・払戻請求書・カードまたは小切手の提出なしに引き落とせるものとします。なお、サービス指定口座が外貨預金の場合は引落日における当行所定の外国為替相場により換算のうえ引き落とすものとします。

第4条 利用申込・サービスの取止め

1. 全銀取引通知 XML サービスは、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスの円預金サービス「取引通知」をご利用またはお申し込みのお客さまのみ申込みます。全銀 ANSER 接続規定に定める全銀 VALUX サービスまたは全銀 ADP サービスのいずれのサービスをご選択された場合であっても、円預金サービス「取引通知」のご利用またはお申し込みがある限り、全銀取引通知 XML サービスをお申し込みいただくことができます。なお、お客さまがご利用、お申し込み中の他のサービスにより、全銀取引通知 XML サービスを申し込みかない場合があります。
2. 全銀取引通知 XML サービスの利用を申し込みされる方は、全銀取引通知 XML 規定、全銀 ANSER 接続規定、BizSTATION 利用規定その他関連諸規定の内容をご了承のうえ当行所定の方法により申し込みます。
3. お客さまは、当行所定の方法により全銀取引通知 XML サービスを取り止めることができます。
4. 全銀取引通知 XML サービスを取り止めた場合には、当行所定の方法により BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスの円預金サービス「取引通知」の利用登録がなされている場合に限り、かかるサービスを引き続きご利用になれるものとします。その他の全銀取引通知 XML サービスのみをご利用されている場合等にあつては、お客さまは、全銀取引通知 XML サービスを取り止めるときに、BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスも取り止めるものとします。
5. BizSTATION 全銀・ANSER 接続サービスの円預金サービス「取引通知」を取り止める場合には、全銀取引通知 XML サービスも取り止めるものとします。

第5条 証明書の取得

1. 「全銀 ADP・取引通知 ZEDI 接続サービス」の利用は、一般社団法人全国銀行資金決済ネットワーク(以下「全銀ネット」といいます)の証明書発行手続が完了していることを前提とし、あらかじめ全銀ネットから発行される企業識別番号をお客さまが当行に届け出るものとします。
2. お客さまは、自らの責任において、全銀ネットの証明書の維持・管理を行い、全銀 EDI システムを利用するものとします。

第6条 提供情報

1. 全銀取引通知 XML サービスで提供される情報は、お客さまの照会操作時点で当行のシステム上提供可能なものに限られ、必ずしも最新の情報あるいはすべての情報を反映したものとは限りません。
2. 振込や入出金等に内容の変更があった場合、当行はすでに全銀取引通知 XML サービスで提供した情報について訂正または取消を行なうことがあります。この場合、訂正または取消した旨の通知は行いません。最終的な取引内容については、通帳等により確認してください。
3. 前2項により生じた損害については、当行は責任を負いません。

第7条 関係規定の適用・準用

全銀取引通知 XML 規定、全銀 ANSER 接続規定および BizSTATION 利用規定に定めのない事項については、当行関連諸規定を適用または準用するものとします。

第8条 サービス内容または規定の変更

当行は全銀取引通知 XML サービスまたは全銀取引通知 XML 規定の内容を、事前に当行ウェブサイト等に変更する旨、その変更内容およびその変更日を掲載して告知することにより、何時でも任意に変更できるものとします。変更日以降は変更後の内容に従い取り扱うこととします。かかる変更により万一お客さまに損害が生じた場合でも、当行は責任を負いません。

以上